

入札説明書

令和7年10月10日千葉市公告第797号により公告した令和8年度千葉市市有施設電気需給業務の入札等については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書による。

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達物品

電気の供給（令和8年度千葉市市有施設電気需給業務）

(2) 調達物品の特質、需要予定電力量等

仕様書のとおり

(3) 契約（供給）期間

自 令和8年3月計量日 午前0時

至 令和9年3月計量日前日 午後12時

（契約電力500kW以上の施設は 自：令和8年4月 1日 午前 0時
至：令和9年3月31日 午後12時

(4) 需要施設

千葉市高圧274施設及び低圧149施設

2 競争入札参加資格

一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならぬ。

(1) 令和6・7年度千葉市物品入札参加資格の審査を受け、資格を有すると認められて（以下「入札参加資格の認定」という。）いる者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者

イ 当該入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないもの

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていないもの

オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を入札参加資格申請期限の日から入札日までの間に受けている者

カ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者

キ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあっては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していないもの

(3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業者としての登録を受けた者であること。

(4) 全ての需要施設に要する予定使用電力量の供給に十分な電源を確保している者であ

ること。

- (5) 自己託送に係る不足電力の分割供給業務、太陽光発電設備によるフィジカルカルコ一ポート P P A 電力供給業務及び再生可能エネルギー電気特定卸供給業務を履行した実績のある者であること。

3 入札参加資格確認申請書の提出

一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書及び関係資料を提出し入札参加資格の確認を受けなければならない。

- (1) 提出期間 公告の日の翌日から令和7年10月31日（金）まで
(日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時30分から午後4時30分まで)
- (2) 関係資料
- ア 小売電気事業者の登録通知文書（写）
 - イ 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの需要（供給）実績が確認できる資料（※任意様式とする）
 - ウ 自己託送に係る不足電力の分割供給業務、太陽光発電設備によるフィジカルカルコ一ポート P P A 電力供給業務及び再生可能エネルギー電気特定卸供給業務をそれぞれ履行したことが確認できる資料（供給先は官民間わない）
例：各業務の契約書（写）や仕様書（写）、業務完了報告書（写）等（※営業秘密等は黒塗り可とする。）
- (3) 提出場所 千葉市環境局環境保全部脱炭素推進課公共事業推進班
- (4) 提出方法 持参又は書留郵便とする。郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。
- (5) 確認通知 令和7年11月7日（金）までに申請者に入札参加資格確認結果通知書を発送する。

4 入札説明会

入札説明会は開催しないため、質問がある場合は質問書を9の契約事務担当課宛て電子メールにて提出すること。

- (1) 質問提出期間 令和7年10月22日（水）午後4時00分まで
- (2) 回答日時 令和7年10月29日（水）午後5時00分まで
- (3) 回答方法 千葉市ホームページ※にて回答（なお、全社質問なしの場合は回答しない。）
- ※ 千葉市「入札情報等」のポータルページの「発注情報一覧」内の「物品」のリンク
「<https://www.city.chiba.jp/portal/business/index19/nyusatsu{joho/anken/bupin/index.html>」の当事業の箇所

5 入札手続等

- (1) 入札・開札の日時及び場所
- 日 時 令和7年11月20日（木）午後2時00分
- 場 所 千葉市役所本庁舎内会議室
- (2) 入札時の提出書類

入札の際には、入札書のほか、以下の書類を提出すること。書類の提出がない場合、又は、内容が不明瞭である場合は、当該入札は無効とする。

ア 委任状（代理人が入札・開札に立ち会う場合のみ）

イ 入札書別紙明細（入札書とともに同封）

（3）入札方法

ア 契約の締結は単価契約により行うため、入札に当たっては、需要施設ごとに基本料金、電力量料金などの契約単価を設定することを条件とする。

イ 落札者の決定は、アによる契約単価に基づいて算定された、契約期間に係る電気料金の総額の比較によって行う。

ウ 入札は、所定の入札書をもって行い、商号及び入札件名を記載した封筒に入れ提出すること。

エ 入札者は、原則として（1）の入札・開札の日時及び場所に出席して所定の入札書及び入札書別紙明細をもって商号及び入札件名を記載した封筒に入れ提出すること。ただし、郵便による入札の場合は二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」と朱書して、9の契約事務担当課宛とし、日曜日、土曜日及び休日を除く入札日前日の午後4時30分までに書留郵便にて必着のこと。

（4）入札書に記載する金額

ア 入札書別紙明細の1-1から3-3までの各シートを使用し、契約期間における基本料金、電力量料金、環境価値付契約料金の単価を見積もり、各施設の「入札金額」の総合計を記載すること。

イ 使用する数字は、算用数字とし、入札金額の頭部に￥をつけること。

（5）入札書別紙明細に記載する金額

発注者において記載した個所については、修正しないこと。

年間電力量料金の見積もりに使用する電力量は、仕様書別紙明細1-2、2-2及び2-3に記載の予定使用電力量と一致させること。

ア 高圧施設

（ア）入札書別紙明細「単価一覧（高圧）」及び「明細（高圧）」シートを使用して見積ること。フィジカルコーポレートP P Aの対象施設については、ウの説明に基づいて見積ること。

（イ）高圧施設の基本料金は、仕様書別紙明細1-1に記載の契約電力を用いて、「単価一覧（高圧）」シートの「基本料金単価」欄に常時電力の毎月の基本料金単価（税込み金額）を見積ること。予備電力がある場合は、予備電力の毎月の基本料金単価（税込み金額）を見積ること。

また、「明細（高圧）」シートの「基本料金」欄において、それぞれの年間基本料金を見積ること。基本料金単価は、力率割引又は割増適用前の単価とすること。

なお、年間基本料金の金額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。

（ウ）高圧施設の電力量料金単価（税込み金額）は、以下の朝・昼・晩・夜の時間区分で「単価一覧（高圧）」シートの「電力量料金単価」欄に見積ること。

朝：平日（土曜日を含む）の午前8時から午後1時までの時間

昼：平日（土曜日を含む）の午後1時から午後4時までの時間
晩：平日（土曜日を含む）の午後4時から午後10時までの時間
夜：朝時間、昼時間及び晩時間以外の時間。ただし、日曜日・祝日（「国民の祝日に関する法律」に規定する休日）及び1月2日・3日、4月30日、5月1日・2日、12月30日・31日は、全日「夜時間」とする。

また、「明細（高圧）」シートの「電力量料金」の「時間帯別使用量」欄において、仕様書別紙明細1-2に記載の予定使用電力量を用いて、各時間帯別の年間使用電力量を見積もった後、年間電力量料金を見積もること。各時間帯別の年間使用電力量の見積りにあたっては、別途提供する各施設の30分又は1時間毎の消費電力量データを参考とすること。

なお、各月の電力量料金の金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

イ 低圧施設

(ア) 入札書別紙明細「単価一覧（低圧）」及び「明細（低圧）」シートを使用して見積ること。

(イ) 低圧施設の基本料金は、仕様書別紙明細2-1に記載の契約容量等を用いて、「単価一覧（低圧）」シートの「基本料金単価」欄に各契約種別の毎月の基本料金単価（税込み金額）を見積ること。

また、「明細（低圧）」シートの「基本料金」欄において、各契約種別の年間基本料金を見積ること。

なお、年間基本料金の金額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(ウ) 低圧施設の電力量料金単価（税込み金額）は、以下の区分で「単価一覧（低圧）」シートの「電力量料金単価」欄に見積ること。

電灯：①最初の120kWhまでの1kWh毎
②120kWhを超えて300kWhまでの1kWh毎
③300kWhを超える1kWh毎

動力：①夏季（7月1日から9月30日まで）
②その他季節（10月1日から6月30日まで）

また、「明細（低圧）」シートの「電力量料金」の「段階別使用量」及び「季節別使用量」欄において、仕様書別紙明細2-2及び2-3に記載の予定使用電力量を用いて、それぞれの使用量を見積った後、年間電力量料金を見積ること。

なお、各月の電力量料金の金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

ウ フィジカルコーポレートPPA

(ア) フィジカルコーポレートPPAについては、入札書別紙明細「単価一覧（環境価値）」及び「明細（環境価値）」シートを使用して見積ること。フィジカルコーポレートPPAだけでは電力が不足する場合の系統電力供給については、入札書別紙明細「単価一覧（高圧）」、「明細（高圧）」、「単価一覧（環境価値）」及び「明細（環境価値）」シートを使用して見積ること。

(イ) フィジカルコーポレートPPAの契約料金単価（税込み金額）は、「単価一覧（環境価値）」シートの「フィジカルコーポレートPPA」欄に見積もること。

また、「明細（環境価値）」シートの「フィジカルコーポレートPPA」の「供給電力量」欄において、フィジカルコーポレートPPAの年間供給電力量を見積もった後、年間契約料金を見積もること。フィジカルコーポレートPPAの年間供給電力量の見積もりにあたっては、仕様書に基づき、別途提供する発電シミュレーションデータ及び対象施設の消費電力量データを用いること。

なお、年間契約料金の金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(ウ) フィジカルコーポレートPPAだけでは電力が不足する場合の系統電力供給については、仕様書別紙明細1-2に記載の予定使用電力量及び(イ)で見積もったフィジカルコーポレートPPAだけでは不足する電力量を用いて、各時間帯別の年間使用電力量を見積もった後、ア(イ)(ウ)及びエ(イ)の説明に基づき、基本料金、電力量料金及び環境価値付契約料金を見積もること。

(エ) フィジカルコーポレートPPAとフィジカルコーポレートPPAだけでは不足する場合の系統電力供給の年間使用電力量の合計値が、仕様書別紙明細1-2に記載の予定使用電力量と一致すること。

エ 高圧施設及び低圧施設の環境価値

(ア) 入札書別紙明細「単価一覧（環境価値）」及び「明細（環境価値）」シートを使用して見積ること。

(イ) 環境価値の供給単価（税込み金額）を「単価一覧（環境価値）」シートの「環境価値付契約料金単価」欄に見積ること。

また、「明細（環境価値）」シートの「環境価値（再エネ指定あり）」欄に年間契約料金を見積ること。

なお、年間契約料金の金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

オ 電気料金合計

(ア) 入札書別紙明細「総括表」シートを使用して見積ること。

(イ) 「電気料金合計」欄には、ア及びイで見積った年間基本料金及び年間電力量料金の総合計金額を記入すること。

(ウ) 「環境価値付契約料金合計」欄には、ウ及びエで見積った年間契約料金の総合計金額を記入すること。

(エ) 「入札金額」欄には、(イ)及び(ウ)を合計した「合計額」欄の110分の100に相当する金額を記載すること。

なお、見積った金額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り上げるものとする。

カ 入札価格の算定に当たっては、燃料費等調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しないこと。

キ このほか、入札書別紙明細に記入方法の指示がある場合は、その指示に従うこと。

ク (7) に規定する落札者となった者については、入札書別紙明細を別途エクセルデ

ータにて提出すること。

(6) 入札保証金

要(ただし、千葉市契約規則(昭和40年千葉市規則第3号)第8条に該当する場合は、免除とする。)

(7) 落札者の決定方法

千葉市契約規則第10条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格で入札をした者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。ただし、著しく低価格の場合は当該入札者に照会することがある。

なお、落札者となるべき同価の入札を行った者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

(8) 無効となる入札

千葉市契約規則第16条の規定に該当する入札

6 開札に立会う者に関する事項

開札に立会う者は、入札者又はその代理人とする。代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札に関する権限の委任を受けなければならない(入札前に委任状及び事前に市が送付した入札参加資格確認結果通知書の提示を求めるため必ず持参すること。)。

7 再度入札の実施

- (1) 開札において予定価格に達する価格の入札がなく、落札者がないときは、直ちに再度入札を行う。
- (2) 再度入札の回数は、1回する。
- (3) 再度入札には、前回の入札に参加しなかった者、開札に立会わなかった者又は、前回の入札で無効とされた者は参加できない。

8 契約の手続等

(1) 契約保証金

要(ただし、千葉市契約規則第29条に該当する場合は、免除とする。)

(2) 契約書作成の要否

要。別添契約書案により作成する。

(3) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 契約条項等の閲覧

千葉市契約規則等は、9の契約事務担当課で閲覧できる。

9 契約事務担当課

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市環境局環境保全部脱炭素推進課公共事業推進班

電話 043-245-5441

電子メール datsutanso.ENP@city.chiba.lg.jp

10 その他

(1) 入札参加資格を有しない者の参加

2 (1) に掲げる入札参加資格を有しない者が競争入札に参加するためには、原則として、千葉県電子自治体共同運営協議会が運用する「ちば電子調達システム」により資格審査の申請手続きを速やかに行い、本市において、入札参加資格の認定を受け、かつ、令和7年10月31日(金)までに3の入札参加資格確認申請書の提出をしなければならない。

なお、資格審査の申請手続きを行う前に下記までお問い合わせください。

千葉市財政局資産経営部契約課契約第二班 電話043-245-5089

～5090

(2) 契約締結の停止等

この調達契約は、「政府調達に関する協定」の適用を受けるため、千葉市入札適正化・苦情検討委員会から契約を締結すべきでない旨又は契約執行を停止すべきである旨の要請等を受けた場合は、調達手続の停止等があり得る。